

平成 24 年度第 4 回 静岡市商業振興審議会会議録

- 1 日 時 平成 24 年 12 月 18 日（火） 10 時 30 分～11 時 50 分
- 2 場 所 静岡市役所静岡庁舎本館 3 階 第 1 委員会室
- 3 出席者 [委 員] 宗田委員（会長）
青木委員、熱川委員、海野委員、大塚委員、小股委員、白井委員、
松永委員、村松委員、渡邊委員（五十音順）
[事務局] 商業労政課 森参与兼商業労政課長、松浦参事兼統括主幹、
久野井主査、松田主査、山田主査、早川主任技師
- 4 傍聴者 9 人
- 5 議 題 パブリックコメントについて
- 6 会議内容
・ 議事 パブリックコメントについて
事務局（久野井主査）[資料によりパブリックコメントの結果を説明]
＝審議＝
宗田会長 説明いただいた資料 A 3 資料は、今後公開される。これを中心に議論したい。A 4 資料意見は内容ごとに A 3 にまとめられている。ご意見、ご質問のある方は。
村松委員 1 点目。2450 件の意見のうち反対意見の割合はどのくらいか。
2 点目。パブリックコメントの考え方として、意見によって計画をよりよくするために行うもの、意見の数によって判断するものではない、と注釈しているが、今後も、この数が、議会を経る中で、よくない等何らかの影響があるものなのか。
3 点目。駆け込み対応のことがあったが、条例制定の予定はいつか。また、6 ヶ月とはどの時間を指すのか。
宗田会長 最初の質問は、意見の賛否の分布について。説明にあったとおり、パブリックコメントは選挙ではないので、意見の数で判断するものではない。この種のパブリックコメントにある特定の団体が組織的に回答を寄せることも見受けられる。その意見を強く、ということではないし、寄せられた組織に属さない消費者の意見を汲むことも当審議会の重要な責務である。それらを注意した上で、ということになる。
事務局（久野井主査） 反対意見の割合は集計していない。見ていただいたとおり。感覚としては、反対意見 1 割、より厳しくとの意見が一番多く 5 割、次に賛成意見 4 割程である。
村松会長 わかりました。
宗田会長 2 点目の質問。議会でこのパブリックコメントがどのように扱われるのか。
議会では、賛成反対があつてどう、という説明をする予定はなく、意見の内容、件数を紹介し、審議会からも意見をいただいて、この案となったと説明する。

村松委員　まとめた条例案を市長に提出するのか。

事務局（久野井主査）　議会に上程し、否決可決、議決となる。

村松委員　汗をかいたものが、否決される危険性はあるのか。市長の決断でやろう、となるのか。

宗田会長　条例は議会の専権事項。恐れがあるか、当審議会で議論することではない。良いものを作れば理解いただいて、議決されると信じるしかない。

村松委員　議員に理解してもらうために対策をしなくてはならないのでは。

宗田会長　どの立場で対策をするということか。

村松委員　我々が審議し作ったものを、行政が議会に説明し理解してもらう必要がある。

宗田会長　そうである。事務局、市長部局として市長が提案した条例案に対して、議会に説明をしていただく。

事務局（久野井主査）　市は商業の振興に関する条例、商業振興基本計画をつくり、今回ガイドラインをつくる。全体の商業の中で、良好な商業環境をつくっていくため、今の商業を営んでいる方を排除するのではなく、市民にとって買い物環境づくり、まちづくりにとってこの条例等が必要ということで、手続きとして審議会、パブリックコメントで意見をいただいた、として、理解していただけるよう進めていきたい。

宗田会長　3点目。いつの議会にかけて、いつ条例、ガイドラインが施行されるのか。

事務局（久野井主査）　審議会での審議結果にもよるが、2月議会に上程し、議決されれば4月1日制定公布、6ヶ月の周知期間をにおいて概ね10月から施行というスケジュールを提案する。

宗田会長　条例は、議会で決めること。4月公布、10月施行を提案していく、ということ。

村松委員　わかりました。

松永委員　大型商業施設は、アメリカ辺りが発祥地かと思う。アメリカは国土が広いが、日本にアメリカ的なものは無理があると思う。アメリカは、街から2時間離れたようなところにショッピングセンターが出店すると思う。アメリカの都市も、影響があるようなときには対策を設けているのか。自由主義なので関係ないとしているのか。アメリカ北部は古い街と新しい街がうまくやっているところもある。アメリカの例を聞いてみたい。

宗田会長　アメリカは、州によって状況が異なるが、2/3ほどの州は規制している。アメリカは自由主義の国だが、経済に関しては一定のルールの下に自由が保障されるのであって、放任ではない。放任すると泥棒経済になってしまう。株式取引、資本の扱い等細かいルールが積み上げられた中で、自由経済を保障するためにルールがある、という考え方である。スポーツもルールの中で競争している。

松永委員　それを聞いたかった。パブリックコメントの中で「自由の競争だから」との意見があり、錦の御旗のように言うため、そうかと思ってしまうが、法治国家であり、ある程度成熟しており、今後衰退が予想される中、ある程度のルール作りがなされない限り、問題が大きいと思う。

宗田会長　問題となるのは、長い間に規制の仕方が古くなって、余分な規制が無意味になって経済の発展を阻害することがある。それに対し、70年代サッチャー、レーガンといった規制緩和論者が出てきた。規制緩和により、経済が活気しているところもあるし、規制緩和が行き過ぎて波及的に混乱したこともある。今回の意見は、規制緩和論者の言い方

とは見受けなかったが、丁寧に見ないとわからない。本来経済の持っているルールの部分と、規制緩和あるいは経済の自由競争を守るための根本的な否定部分と、それ以外に、例えば生命の安全、生活衛生基準等都市計画規定が陳腐化して自由な競争ができなくなっている等様々な側面があり一概には言えない。

審議会としては、静岡市の商業の発展のために、消費生活の安定のために必要最低限のルールを設けるものだと理解している。

熱川委員 商工会議所でも、市が大型店の部会と小売商業部会で説明をしてくれた。その中で、資料にまとめてあるように、ガイドライン全般について、反対、規制を厳しく、賛成と、この中に分類される意見があったことを紹介しておく。

回答の中の「フードデザート」という言葉は、わかりにくいのでわかりやすい言葉にした方が良い。

宗田会長 P 2 No.12、16 にフードデザートの言葉がでてくる。

熱川委員 もう1点。今後のことだが、市民に分かりやすくしてもらうために、市の持っている中心市街地活性化計画や商業振興基本計画を通して、こうした条例ができているとの全体の構想がわかるように説明をしていただきたい。市がどういう風にしたのか見えない。最初に皆さんと議論したところが抜けている。

宗田会長 確かにパブリックコメント出した時点からそれらが抜けている。良好な商業環境は何か基本計画にあり、それを審議会で審議している。パブリックコメントの回答に「商業振興基本計画にもあるように…」 「中心市街地活性化のために…」 と追記していただきたい。

フードデザートは、言葉からわかるように、アメリカで生まれた言葉。大型店の進出により、日常食品の買い物ができにくくなった地域が発生した。ファストフードばかり食べる人が増え、結果として肥満、高血圧が多い等問題になり、食べ物砂漠は、健康に悪いという論理で、生活の安全に関わる部分。日本でも一部地域で同様の問題が発生しており、自治体でコンビニと組む、宅配をするなど解消するために取り組んでいるところもある。

村松委員 もう一点。審議会で審議する過程で、面積が行ったり来たりした。最低面積が1,000㎡となったが、同業者、商店街組合、商業者の中では、これでもまだ面積が大きい、小売店ではない、もっと厳しくしてもいいのではないかと、この意見がある。一委員として参加しており、妥協していいのかとも言われることもだが、最終的には実を取るために、ここで手を打たないと、寝た子を起すことにもなるので難しいということを伝え、理解を求めてきた。底辺にはもっと厳しくという意見があることを承知してほしい。

宗田会長 わかりました。審議会としては、公平を期するために、商工会議所にはどういう意見がきているか。

熱川委員 商工会議所には色々な会員がいるので、意見が分かれる。従って、統一した考え方はできない。大型商業側として自由な競争を阻害されるのでは、という方もいるし、もっと規制を厳しくした方がいいのではないかと、とう方もいる。

宗田会長 例えばP 2 . No.16 の意見。「郊外型大型商業施設は車で行きやすい、多様な商品があるなど都心とは違うよいところもある。規制をすることによって買い物環境が悪化し市民

にとって買物が不便になることから規制に反対」という意見もある。消費者の意見だと思いが。中心市街地の駐車場に関する意見もあった。記憶に残っているのが、5年ほど前にパブリックコメントの際、意外だったのが、「浜松は大型商業施設があるから楽しい、静岡は少ないから不便」との意見がいくつかあったこと。既に消費者が感じているのかと驚いた。今回は、中小の小売事業者の意見を聞いた結果だが、あまりやり過ぎると大型店はともかく消費者の反発を買うことになるので注意が必要。

渡邊委員 中心市街地は駐車料金が短時間でも高い。

青木委員 そんなに車でないと来れないものなのか。

宗田会長 こんなに公共交通が発達しており、静岡は歩きやすいまちなのに。

渡邊委員 それなのに、郊外から出てくるのに大変という声がある。セノバも土日は駐車場が入れない。

青木委員 それは、車で来る人のモラルだと思う。

宗田会長 静岡は、歩道が広げてあり、環境が整っており、歩いて楽しい、非常に歩きやすい街。

渡邊委員 「郊外から中心市街地に来るまでに、バス乗り継いだり、家族で来るのは大変。来てからゆっくりしたいから、その間の駐車料金が高い」との意見はあった。

宗田会長 こういった意見は資料の中にもたくさんある。都市計画のやるべき話だと思うが、歩いて楽しいというまちで、都市構造はできている。脱車は環境局にお願いすることかも。ハード面は恵まれているので、市民にご理解いただきたい。

青木委員 パブリックコメントでは、車で移動したい人と、地域社会をもっと充実させたい人と2極化している。消費者、事業者も、自己中心的な考え方が意見として表に出てくると思う。私たちとしては、今後の静岡市のまちづくり、都市の在り方h s どうなっていけばよいのかを考えると、高齢社会に対応するまち、子育て社会をつくっていくことが人口の増加、住みやすいまちになるので、それがイコール車社会を後押しすることがあっていいのかと思う。自分も車に乗るが、やはり、まちにも車、郊外にも車、と車ばかり優遇することを聞き入れていると地域社会は衰退することは明らか。2極になっていることを考えると、地域社会を充実させることが静岡らしい発展の手立て、静岡市に住みたいと思ってもらえる唯一の武器だと思う。車自体を排除するわけで、そこまで優遇する必要性を感じていない。

宗田会長が、5年前の意見を紹介したが、この5年間で消費者の意識は変わっている。なぜなら大型店が急激に増え、そこに対する辟易な気持ちが、この1,2年で増えており、小さなお店がなくなって寂しいという声があり、5年前とは違うのは確か。

質問だが、意見にある「もっと厳しく」とは何のことか、店舗の面積数値のことか。

村松委員 面積の数値だろう。かつて静岡には300㎡のコンビニ要綱があり、もの凄い反対もあった。それによって暫くコンビニが出店しづらい時代もあった。「コンビニのない静岡」と悪名までされた。両刃の刃。もっと厳しくとするなら、厳しく数値を見直していくことだと思う。

宗田会長 パブリックコメントの中で、数値に関する触れているものはあるか。

事務局(久野井主査) 数値まで踏み込んでいるのは、300㎡ぐらいが高齢者社会にとってよいのではないかというものがある。

宗田会長 それは店舗の規模を抽象的に言っているだけであって、ガイドラインの中での数値に関して具体的な意見はあるか。

事務局（久野井主査） 具体的にこの面積をこの面積にするという意見はない。

宗田会長 全国的に見ても、一定の厳しい水準に達しているので、これ以上となると危険。

青木委員 鷹匠の近隣店舗からも、賛成意見をいただいた。

大塚委員 論点は、車かフードデザートのような問題。前回も言ったが、高齢化が社会課題でとなる中、車が運転できなくなったとき近くに買える生鮮三品があるのかという問題を考えると、今回の規制は一定の評価はできる。

宗田会長 静岡では、高齢者をまちなかで見かける。

青木委員 若い人は、ハコの中に入っている。そうでない方が、外を歩いている。

熱川委員 出やすくなったということ、高齢者が増えたことが要因。

村松委員 静岡の歩道はよくなっている。

白井委員 パブリックコメントではたくさん意見があり、大事なことが書いてある。各々の立場なのでそれぞれ欲があるが、それなりの意見はわかる。一つ一つの意見を活かしてほしいところがたくさんある。そこがどうなるのかと思った。

どうしても商業環境の…となると商業者の意見が多く、消費者の意見が少ない。言いくいところがたくさんあるが、都心とは呉服町界限だと思うが「都心の満足度が低い」「駐車場料金が高い」「中心地に税金がたくさん投入されているのでは」等、それらを見ると、わからないことだったが認識した。それとは相反する意見で、大谷にショッピングセンターをつくってほしいとの意見もある。それもよくわかる。両方の意見を聞いていくのは大変だと思うが、何らかの形で活かしてほしいと思った。

宗田会長 目に留まったものを挙げると「地域が寂しい。人々が集まる場所をつくってにぎやかなところにしてほしい」「農業は先行きが不安だ。地区の発展を望む」等、地域が衰退していく不安を商業によって活性化してほしいという意見があるが、実際は商業による活性化は非常に難しく、大型店が来ればいいのかという簡単な話ではない。

事務局（松浦参事） 条例とガイドラインについて、パブリックコメントを実施し、意見をいただいた。案そのものについての意見でないものも多数含まれており、いただいた意見を所管課には伝え、今後活かしてもらおうように思っている。当課は、中心市街地活性化基本計画については、当課が取りまとめているので、まちなかのご意見は当課が受けていく。意見が、この案に採用されなかったから無駄になる、ということはない。

宗田会長 白井委員のご意見は 貴重な意見が多々ある、というもの。

海野委員 熱川委員の意見にもあったが、この案を議会に上程するまでの検討してきたプロセスを市民に伝える方が案自体の理解がし易くなると思う。審議会の中で「もっと早く取り組むべき」との意見があった。私も審議会参加前から何となく感じており、こういう制度がなぜ始まらないのかと思っていたが、実は既に検討が開始されていた。パブリックコメントでこれだけの意見が出ているので、時間をかけて、審議してできた、ということをも市民レベルにわかり易く伝えられると良いと思う。

宗田会長 以前からフォーラム、シンポジウムをやるなど長年取り組んできた割には市民に浸透していない面がある。どう伝えていくのか難しいが。

小股委員 事前資料を確認したところ、賛成が概ね 60%近く、反対が8%、再検討してほしいとの意見が 30%強あった。審議会で議論されたことが概ね市民の方にご理解いただいているとの印象を持った。

1点。ゾーンの名称（P6資料No.37）について。事務局の回答で、近隣生活型を近隣型に、住宅型を生活型に、とある。確かに住宅型は生活型の表現が良いと思うが、近隣生活型を近隣型にとの近隣というのが、商業寄りの近隣なのか、商業寄りの生活型なのか。用途地域でいう近隣商業地域を意識していると思われるが、私の意見としては、近隣生活型は変更せずそのままでいいのでは。住宅型はわかりにくいので事務局案のとおり生活型でいいと思う。

宗田会長 ゾーンに関することは修正をどうするか本日決めたい。パブリックコメント資料最終頁と「ゾーニングごとの考え方案」参照。

事務局案は、④を近隣型商業形成ゾーン、⑤を生活型商業形成ゾーンに変更。小股委員の意見は、⑤は生活型が良いが、④は近隣生活型のままで良いのではないかとのご意見。

まちづくりの方向は、④近隣生活型商業形成型ゾーンは「旧来の商店街等を核としつつ、地域コミュニティの維持・育成に資するまちづくりの展開」で、現在の商店街振興に求められる地域コミュニティ役割。⑤は「良好な住宅環境・景観及び遠藤環境・景観への配慮に…」と、住環境重視型ということ。

村松委員 ⑤は、商業が入っているからわかりにくい。生活型住宅形成ゾーンではどうか。

宗田会長 ⑤の他に、商業が全く立地できない本当の住居系地域がある。ここは、1,000㎡まで認めており、幹線道路沿線は5,000㎡まで出店できるので、本当の生活重視とは言えない。第一種 住居や緑のところは全く立地できないかコンビニぐらいしかできないところがあるが、ここも一応商業ゾーン。これは「生活型商業形成ゾーン」とさせていただきたい。

④については、小股委員の言う近隣商業地域は、都市計画の用途地域にあり、元々商店街を指していたが、全国的には商店街が衰退し、マンションが建つようになった。近隣商業地域は容積率が緩く設定されており、商売されていた方が広い土地を持っているとマンションに売ることがある。

「地域コミュニティの維持・育成に資する」とあるので「近隣生活型商業環境ゾーン」にしましょう。

従来商店街をイメージしており、コミュニティに集って暮らすことも重要だし、高齢者が店舗に来て、まちの居場所になることも大事。

パブリックコメントでは6割近い方が条例あるいはガイドラインに賛成との意見ということでもあり、今のゾーン名称の修正点を除いて、パブリックコメントの結果について原案どおり審議会の結論としたい。

＝異議なし＝

＝会長判断により傍聴人発言＝

傍聴人 職種は、仕出し、惣菜等の製造営業、地域の店舗へのティーチングをしている。審議会は当初から傍聴しており、委員の皆さんにはご苦労様でした。この結論を土

台として、これをもとに進むと思う。

青果、八百屋組合にも所属しているが、流通センターに入ったとき 900 件もの加盟店舗があったのが、350 件に減った状態。この 4、5 年間は、年間数件が脱退してく状態が、月単位になっている。原因としては、経済力枯渇、特にその中での後継者不足、高齢化等の問題があるだろうが、自分達のやってきた地域の商売に見切りつけざるを得なかった部分がある。先ほどご苦労様と申し上げたが、現時点で審議会にはありがとうございましたとは言えない。というのは、先程出てきたフードデザートは進み、止まらない。条例とガイドラインは、プレーキ役にはなるだろうが、施行まであと 10 ヶ月あり、その間に月数件が脱落していくという切迫感、暗たんたる思いがある。仲間を失う無念さもあるが、地域の消費者、生活者にとっては、より買い物が不便になる、質の低下が進むと考えられる。その件も含め、駆け込み云々だけではなく、施行までにどう配慮していくのか、施行後の結果と経過がどうなのか、審議会で見つめて、機会があるのなら、更なるブラッシュアップをお願いしたい。

仲間の中には、今回のガイドラインの設定で自分の店が守られれば、有利になればいいという不埒な人もいるが、自分達の業態、店、営業をどう守り、どう機能させていくのか、できれば自分達の店が地域にとっての好機になればいいと目標に置いて、先生達の努力に報いるやり方ができればと思っている。

行政については、施行に際しては、施行前あるいは施行のために受け皿云々の話もあったが、どのような運営が必要なのか、それが主義、目的にどう適っているのか常に見つめる中で運営していただきたい。

宗田会長 地域で商業を営まれることは、社会の公の器であり、果たす役割は重要ではないかと思う。

フードデザートが進むだろうという指摘があったが、当審議会としても原案通り、これ以上進捗がないよう厳しい目で見守っていきたい。また、駆け込みへの懸念の提案もあり、パブリックコメントの回答案にもあるように、事務局としても出店者の皆さんにご協力をお願いしていくことを審議会としても確認しておきたい。

時間となったので、本日の審議を終了したい。

- ・ 事務連絡
- ・ 閉会